

2020年度

社会福祉法人 若楠

事業計画書

目 次

本部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 9～10

- I 法人の運営概要
- II 若楠の創立基本理念
- III 若楠の運営方針
- IV 本部事務局の事業計画

若楠療育園・・・・・・・・・・・・・・・・ p 11～14

- I 目的
- II 事業方針
- III 事業計画

若楠児童発達支援センター・・・・・・・・ p 15

- I 目的
- II 事業方針
- III 事業計画

若木園・・・・・・・・・・・・・・・・ p 16～18

- I 目的
- II 事業方針
- III 事業計画

青葉園・・・・・・・・・・・・・・・・ p 19～20

- I 目的
- II 事業方針
- III 事業計画

もしもしネット・・・・・・・・ p 21～22

- I 目的
- II 事業方針
- III 事業計画

どんぐり村・・・・・・・・ p 23

- I 目的
- II 事業方針
- III 事業計画

グリーンファーム山浦・・・・・・・・ p 24～25

- I 目的
- II 事業方針
- III 事業計画

本 部

I 法人の運営概要

令和という新時代を迎え、社会福祉法人には将来を展望した経営が求められ、同時に、地域共生社会の実現に向けた自発的・主導的な役割が一層求められている。

そのような社会状況の中、社会福祉法人若楠は法人理念のもと、利用者・保護者・職員の満足度を高める経営・運営の在り方を検討するとともに、障がい福祉の中核的存在として、社会貢献できる役割を一層拡大していかなければならない。

また、制度改革に合わせた事業の透明性の向上や、法令遵守の継続、働き方改革に合わせた働きやすい制度と職場環境の整備を進めていく。

さらに、法人若楠を支えるのは人材であることから、管理監督的地位にある者には、人事管理及び業務管理に努めるとともに、福祉人材の育成・定着、求職者への求心力につなげ、慢性的な福祉介護分野の人材不足を打破していく。

II 若楠の創立基本理念

「入園者中心主義」 利用者の幸せを中心に物事を考え、推進していく。

「開かれた施設」 地域の皆さんと協働し、地域と利用者との有機的な関係づくりに努めるとともに、必要とされる施設を目指す。

「若楠ファミリー」 入園者・利用者、家族、職員が三位一体となる家族愛。感謝と思いやりを大切にし、相互に支え合う社会の創造を追求する。

III 若楠の運営方針

- 1 地域社会に貢献する障がい福祉事業の拡大と実践の強化
事業所のトップが掲げた令和2年度事業計画の実行に理解を示すとともに、法人全体が一丸となって活躍できるように協力とアドバイスをする。
- 2 事業計画に沿った質の高い安心・安全なサービスの提供
工賃月額が増加傾向にあるものの、平均工賃に満たない事業所も多く、商品企画力、販路の確保（拡大）、経営管理能力の不足が上げられる。
昨年度の実績から見えてきた課題を改善するとともに、工賃アップにつなげる。
(目標値：35,000円～45,000円)
- 3 法人理念を根幹とする福祉人材の確保（採用・育成・定着）
福祉サービス向上の要は人材であり、将来の‘career up’につながるような研修機会の確保、資格取得への支援や職員処遇の向上などの傾聴に努める。
また、労働環境（指針・就業規則）の整備と周知に着手するとともに、職場の安全衛生の取組に基づいた働き方の効率化を推進する。

IV 本部事務局の事業計画

1 人材育成

1) 法人研修

- ・新規採用者研修 ・一年経過者研修 ・主任（リーダー）研修
- ・課長研修 ・管理職研修 ・働き方研修

2 働きやすい職場づくり

1) 健康診断の実施

2) メンタルヘルス室の活用促進と復帰支援プログラムの構築

3) 新しい就業規則の運用開始に伴う更なる改善点の検証

4) 事務局内のセキュリティの強化

5) 新たなソフトウェア（手続きの電子化）の導入による省力化

6) 職員情報の整理・電子化

3 年間行事の実施

4月) 新年度会及び入社式

5月) 若楠創立43周年記念式典

10月) 中間業績報告会

1月) 新年挨拶の会

2月) 事業計画発表会

4 評議員会・理事会の開催

1) 評議員会

- ・ 6月 定時評議員会（決算・前年度事業報告）

2) 理事会 定例会議（年3回）

- ・ 5月（決算・前年度事業報告）

- ・ 10月（半期予算執行状況）

- ・ 3月（翌年度事業計画及び予算）

療育医療センター 若楠療育園

I 目的

若楠療育園は、社会福祉法人若楠の基本理念のもと、利用者のニーズに真摯に向き合い、重度の障害をお持ちの入園者、在宅障害児者の幸せづくりのため、ライフステージに応じた適切なサービスを提供する。そのために、職員一丸となってサービスの質の向上に努めながら事業を運営する。さらに、地域の方々と共に手を携え、地域貢献に努めていく。

II 事業方針

- 1 利用者の尊厳を守り、専門性を駆使した質の高いサービスを提供する。
- 2 地域の障害児者の福祉・医療ニーズに対応する。
- 3 利用者・家族・関係者とさらなる信頼関係を築く。
- 4 組織力とあわせて危機管理体制を強化する。
- 5 法令を遵守した安定した運営をおこなう。

III 事業計画

1 医療部

1) 入所部門

- イ) 入園者個々に応じた適切かつ丁寧な医療、看護、介護の実施
- ロ) 院内感染の予防と対応及び事故防止対策の徹底
- ハ) 合併症を罹患した利用者への適切な対応と治療
- ニ) 重症者（超・準重症児）への医療看護介護力の強化
- ホ) 高度医療（人工呼吸器など）へのより積極的な取組
- ヘ) 重度障害の医療的ケア児の積極的な受入
- ト) 高齢入園者への安心安全な生活の向上に向けた対応強化
- チ) 終末期に対し、利用者と家族及び職員との共通認識の育成
- リ) 強度行動障害への取り組みの強化
- ヌ) 積極的な短期入所支援

2) 外来部門

- イ) 一般外来（小児科・内科・神経科・精神科）
 - ・法人内施設利用者の外来診療（リハビリテーション含）を実施
 - ・法人内施設利用者や地域の障害者に対して障害年金、後見人、区分認定、障害者手帳など各種診断書・意見書の作成
 - ・地域の一次医療機関としての役割を遂行（小児科）
 - ・定期予防接種、任意予防接種、乳児健診、ハイリスク乳児に対するシナジス接種の実施（小児科）
 - ・感染症流行時の予防も含めた対応の実施
 - ・医薬品の情報提供と服薬指導の実施
- ロ) 小児発達外来
毎年増加の一途を辿る受診者数に対応するための以下のことを実施
 - ・100名以上の外来リハビリ待機者に他施設を案内、外来での集団療育「にこにこひろば」の活用、不定期のリハビリ評価
 - ・反抗挑発症や素行障害を伴う困難事例における、学校関係者、児童相談所、警察、精神科との連携

- ・脳性麻痺などの身体障害・重複障害児に対して在宅医療支援やリハビリテーションの実施
- ・小児外科、リハビリテーション科の専門外来の実施

3) 歯科

- イ) 歯科受診者のニーズに合った良質な歯科医療の提供
 - ・各施設利用者と職員への適切な口腔ケア指導の実施
 - ・外来患者や保護者への適切な口腔ケア指導の実施
 - ・歯科受診者が必要な歯科情報の提供
- ロ) 地域障害者歯科における中核施設を目指す
 - ・地域の他施設(障害者施設、大学病院、歯科医師会、歯科医院等)との連携の充実
 - ・専門性の向上に向けた研修会・学術集会への参加、学会での研究発表
 - ・日本障害者歯科学会認定歯科衛生士の育成
 - ・病院歯科を標榜するための基礎づくりの継続
- ハ) 診療体制の合理化
 - ・受診予約管理の適切化の推進
 - ・診療室の整理・整頓の徹底
 - ・器具や材料の管理システムの構築
- ニ) 各部署との連携強化
 - ・医師や各課スタッフとの情報共有のためのツールの検討

4) リハビリテーション課

- イ) 専門性の向上と役割分担の明確化
 - ・「粗大運動・疼痛・呼吸機能」分野の評価と対応(理学療法、以下 PT)
 - ・「福祉用具・日常生活動作」分野の評価と対応(作業療法、以下 OT)
 - ・「摂食嚥下・コミュニケーション」分野の評価と対応(言語聴覚士、以下 ST)
 - ・課題テーマの学習、研修参加「小児運動発達・二次障害 (PT)」「就労技能・身辺自立・発達障害の検査 (OT)」「摂食嚥下・ソーシャルスキル (ST)」
- ロ) 児童発達支援センター業務の安定化
 - ・安全で効率的、継続しうるサービス体制の構築と点検
 - ・外部発信に向けた準備と実施(講師派遣、学会発表)
 - ・教育機関や行政機関のニーズへの対応(各種相談、講師派遣、巡回相談)
- ハ) 利用者、保護者との信頼関係の構築と維持
 - ・利用者のニーズを中心に置いた支援プログラムの提示と経過報告の実施
- ニ) 法人内施設のニーズへの対応
 - ・継続しうるサービス提供体制の構築とサービス提供

5) 栄養課

- イ) 積極的な業務改善
 - ・厨房の衛生管理の更なる見直しと業務改善の実施
 - ・調理師(員)による積極的な食事介助実習の取組み
 - ・利用者の機能や発達に合わせた食事の提供及び食事内容の検討
 - ・適温かつ適時の食事の提供
 - ・職員のスキルアップ、作業マニュアルの浸透と徹底
 - ・作業の多様化に向けた配置等の業務改善の実施
 - ・利用者に喜ばれる行事食の提供(デモンストレーションやバイキング)
- ロ) 栄養管理計画の実施と評価
 - ・4月 計画書立案
 - ・低栄養リスクレベルの判定とそれに応じた定期的なモニタリング
 - ・2、3月 総合評価

- ・他職種との連携
- ハ) 災害時の対策と対応
 - ・備蓄の見直しと緊急時の献立作成
 - ・防災食（朝食防災メニュー）の実施 年4回程度
 - ・防災食の持ち出し訓練の実施

2 入所支援部

1) 看護課

- イ) 10対1の看護体制の継続と看護、介護サービスの向上
 - ・看護、介護の魅力の発信と看護師・介護士の人材確保のための実習生受入
 - ・利用者の生活がみえる看護記録の整備
 - ・高齢化、重度化を考えた看護の展開
 - ・計画的な研修会参加による職員のスキルアップ
 - ・安心安全な夜勤体制の構築（必要時の看護師配置人数等の検討）
- ロ) 短期入所事業と居宅系サービスの充実
 - ・ケースワーカー2名体制
 - ・待機利用者の確認と新規利用者の拡充
 - ・各部署との情報を共有と居宅訪問型児童発達支援の充実
 - ・安心安全な環境整備及びの記録の充実
- ハ) 感染防止・医療安全対策の強化
 - ・ヒヤリハット件数の増加よびアクシデント件数の減少化の推進
 - ・アクシデント発生時の迅速な検証と対策、再発防止の徹底
 - ・感染予防対策の徹底のためのラウンドの継続、ポスター掲示による意識向上
- ニ) ユニットケアの充実
 - ・利用者個々の医療度に配慮し毎日の生活を大切にす
 - ・安心安全なサービスの実施
 - ・保護者への状況報告等の懇切丁寧な対応による信頼関係の構築

2) 生活支援課

- イ) 個別支援計画の適正な運営と日中活動の充実
 - ・利用者、家族の思いが反映できる個別支援計画の作成
 - ・個別性を重視した療育活動の定着
 - ・重症児に対する専門的な知識の習得や発達に応じた療育の質の向上
- ロ) 家族、関係機関等との連携
 - ・家族とのコミュニケーションの強化による信頼関係の維持、構築
 - ・計画相談事業所との連携と情報の共有
 - ・児童相談所との連携した措置児童の円滑な受入体制の構築
 - ・地域行事への参画と信頼関係の構築
 - ・新規ボランティア活動の展開と啓発
- ハ) 業務改善による効率化
 - ・行事や面談等の在り方の再検討と見直し
 - ・書類や記録物の見直しによる事務作業の効率化
- ニ) 人材育成と働きやすい環境づくり
 - ・教育体制の整備や協力体制の強化による人材の定着と離職防止
 - ・実習生の積極的受入による福祉職の魅力の発信と人材確保

3 地域支援部

1) 地域支援課

- イ) 安定的な事業運営
 - ・各事業の適切な評価と公表の実施

- ・職員配置基準の適正化及び利用児者の定員管理と確保
- ・地域との連携強化に向けた行事の実施
- ロ) 障害の重度化・高齢化・医療的ケア児等への対応と支援の質の向上
 - ・利用者ニーズに応える日中活動の充実
 - ・感染症予防と事故防止対策の徹底
 - ・研修会参加と勉強会の実施
- ハ) 業務の効率化及び明確化
 - ・3つの視点（結合・排除・柔軟）を用いた業務内容の見直しと改善
- 二) 地域福祉サービスの拡充
 - ・医療的ケア児への訪問看護・発達支援の実施

2) 総合相談室

- イ) 適正かつ良質な相談支援事業(計画相談支援、障害児相談支援)の遂行
- ロ) 県市町委託事業の活用による子育て支援、幼・保育園、学校等の専門職支援、医療的ケア児等の各種相談支援の実施
- ハ) 各種協議会や事業所、関係機関、地域との連携強化
- 二) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修の企画、実施。医療的ケア児等コーディネーターの活用方法の検討
- ホ) 総合相談室の自己評価の実施

4 事務部

1) 事務課

- イ) 安定した施設運営
 - ・コスト分析と情報提供
 - ・親切丁寧かつ的確な窓口対応
 - ・情報セキュリティ対策の強化
- ロ) 業務効率化の徹底
 - ・業務効率化のためのシステム導入の推進
 - ・属人的な業務の見直しと業務分担の明確化
 - ・検索しやすさを意識した書類管理及びデータ管理
- ハ) 職場環境の整備
 - ・施設設備の整備
 - ・衛生委員会とメンタルヘルス室活用の推進

若楠児童発達支援センター

I 目的

若楠児童発達支援センターは、社会福祉法人若楠の基本理念のもと、地域の障がい児支援の拠点施設として機能する。さらに昨今の子どもにまつわる問題や育児不安を含め、障がい児に限らず、様々な角度から継続的な愛着形成を含めた子育て支援事業を行う。そのため新規事業として産前産後の子育て支援からはじめ、安心した子育てができる社会づくりを地域と共に行っていく。

II 事業方針

- 1 地域の健常児や障がい児、家族の個々のニーズ（育児不安を含む）に対し適切な支援を実施する。
- 2 地域の障がい児を預かる施設への支援とネットワーク強化を図る。
- 3 グレイゾーン児と、子育てに不安をかかえる家族のために、保育関係、幼稚園、学校等への具体的なアプローチ・支援を実践する。
- 4 産前産後期の相談支援を強化し、愛着形成を含む継続的な子育て支援を行う。
- 5 事業の適切な配置基準を維持し、安定的な事業運営を図る。

III 事業計画

- 1 子ども・子育て支援事業
 - 1) 小規模型事業所内託児所（わかくす託児所）
 - イ) 地域、職員の子どもたちの安心安全なお預かり
 - ロ) 個々の子どもの年齢等に合わせた保育の実施による成長発達の促進
 - ハ) ご家族との信頼関係の構築及び必要に応じた家族支援
 - 2) 地域子育て支援拠点事業（どんぐりセンター若楠）
 - イ) 母親、ご家族等の育児不安への適切な相談対応
 - ロ) 障がい児のみでなく、何か気になる子、健常児との共生の場としての確立
 - ハ) 子育てセミナー（月1回）、子育て応援講演会（年1回）の実践
 - 3) 産前産後の子育て支援の強化
 - イ) 医師、助産師、心理士、保育士等の専門スタッフによる相談支援の実施
 - ロ) タッチケア教室、赤ちゃん教室等の実施
 - ハ) 子育て支援のための身近な場所（公民館等）の開拓及び地域を巻き込んだ体制作り
- 2 若楠児童発達支援センター
 - 1) 児童発達支援センター
 - イ) 制度に対応した適切な配置基準等と安定的な運営
 - ロ) ガイドラインを根底にその成果に対する評価の公表と改善
 - ハ) 療育参観や親子療育等による家族支援
 - 二) 関係機関や障がい児の通う保育所等との連携による地域支援
 - ホ) 就学準備学習会やつみきセミナー等、家庭療育支援学習会の開催
 - ヘ) 職員の指導力及び専門性のスキルアップ

若木園

I 目的

若木園は、社会福祉法人若楠の基本理念のもと、本園の入所者及び通所利用者の意向、人権を尊重し、社会的自立と社会参加ができるよう支援を行う。また、施設機能を生かし地域の障害者ニーズに貢献し地域福祉の役割として一翼を担う。

II 事業方針

令和2年度の主なテーマ

事業を支える職員の人間性・専門性を高め、本園独自の魅力ある事業の展開を行う。

- ・利用者（入所者・通所利用者等）の支援の工夫と目標の実現
- ・地域の福祉ニーズに応える窓口等の相談機能の整備
- ・職員の労働環境と仕事に対するやりがい対策の推進

- 1) 入所者の高齢化、障害特性（行動障害・自閉症）に配慮し、個人の尊厳とプライバシー保護、安全確保等を最優先し、心のこもった支援サービスを提供する。
- 2) 「障害者支援施設」を核とし、「通所生活介護事業」と「放課後等デイサービス事業」及び「短期入所事業」・「日中一時支援事業」の福祉サービスを展開する。「障害者支援施設」としては、昨年度からの「1.7対1」の職員配置をなるべくキープしつつ、密度の濃いサービス提供を心がけたい。「通所生活介護事業」は職員の専門性をより高め、個別支援の充実を図り魅力ある生活介護づくりを行う。「放課後等デイサービス事業」は、職員確保の促進をおこない支援の向上を図る。夜間は職員の4名体制（宿直者を除く）で相互協力のもとで安全管理・事故防止等に努める。
- 3) 集団・個別支援技術を生かした支援をおこなう。特に個別支援計画策定・実施・評価を確実に実施し、入所者・通所利用者のサービス向上を図る。また、重度障害者の行動面での軽減を図るため医療と連携しながら様々な試みをおこなう。（専門性の向上）
- 4) 在宅障害者の相談窓口の整備、市町及び計画相談事業所・関係機関との連携強化を図る。
- 5) 障害者総合支援法・障害者虐待防止法・成年後見制度等の理解促進を図り、利用者サービスの充実につなげる。
- 6) 危機管理対策として、防犯・防火・交通安全・感染防止・虐待防止の対策を会議や研修等で研鑽し、対策の改善を図る。特に発作・機能低下による事故の軽減を図る。
- 7) 保護者・関係者との信頼関係構築の手法を例示し、職員研修のメニューに組み込み、実際の現場の中で実践する。
- 8) 定期的な職員面接を密にし、要望・仕事上での悩み等の課題を検証し、早期解決を図る。また同時にスキルアップとしての資格取得も奨励する。新規の人材確保は特に力を入れる。
- 9) コスト削減を図り、全体的な経費削減対策をおこなう。
- 10) 音楽クラブの地域イベントへの参加及び若木祭・消防団参加の防災訓練等を通して、地域貢献・地域交流を図る。
- 11) 衛生委員会での課題提起と情報発信。

Ⅲ 事業計画

1 生活支援課

- 1) 法人理念を踏まえた職員教育の徹底（研修・会議等の活用 特に新採職員）
- 2) 職員間の情報共有の徹底（事故等は随時改善・周知の徹底）
- 3) 強度行動障害者への支援の強化（支援計画シートの活用）
- 4) 個別支援計画の遂行に向けた支援の工夫とその目標の実現
- 5) 専門的知識習得のための研修会等への参加と資格取得の奨励
- 6) 感染症対策の徹底と改善及び強化
- 7) 安全運転の啓発と指導（安全運転管理者からの啓発等）
- 8) 短期入所事業の適切な運営と改善（相談窓口と短期入所調整会議の連携・継続）
- 9) サービス管理責任者の役割の明確化と支援員との協働
- 10) 入所者の障害特性に応じた生活空間の提供と移行
- 11) コスト意識を踏まえた業務の効率化
- 12) 職員の労働環境とやりがい対策の推進（定期面接等の実施）
- 13) 保護者・関係者との信頼関係の構築（報告・連絡・相談等の統一）
- 14) 入所者の充実した生活支援（趣味・音楽・スポーツ等の活用）
- 15) ○年間行事：若木祭、夏祭り、クリスマス会
○地域交流（訪問演奏）①：若木太鼓、ハンドベル、アフリカンパーカッション
○地域交流②：若木祭、夜間防災訓練（山浦消防団）、週末支援事業（和太鼓）

2 保健衛生

- 1) 疾病の予防と早期発見 機能低下に伴う疾病や怪我の予防対策（摂食指導等）
- 2) 嘱託医及び協力医・専門医との連携充実
- 3) 感染予防、隔離マニュアルの実施徹底
- 4) 緊急時の対応マニュアルの指導・実践
- 5) 職員への医療・看護・介護の知識や技術についての指導・助言
- 6) 医療品、保健備品の管理
- 7) 薬剤管理の徹底（事故防止の改善検討・実施）
- 8) 産業医と連携した職員の健康・衛生管理に努める（衛生管理責任者）

3 食事班

- 1) 個人に応じた安定的な食の提供（味見表等の活用）
- 2) 入所者・利用者の摂食状態の把握（看護師との連携）
- 3) 医務・家庭との連携（治療食、生活習慣病予防、個別栄養管理）
- 4) 旬の食材を取り入れたメニューや家庭的なメニューの充実
- 5) コスト管理 無駄のない食材の工夫と管理
- 6) 作業の効率化、支援員との連携・協力
- 7) 衛生・安全管理の徹底
- 8) 栄養マネジメントの充実
- 9) 感染対策時の迅速な対応
- 10) やりがいのある楽しい職場環境の構築（定期的な面接等の実施）

4 地域支援課

- 1) 障害特性の理解と専門的知識・技術の習得（研修・実習への参加）
- 2) 支援の統一（支援マニュアルの作成とその活用）
- 3) 個別支援の充実（個別支援計画の把握と実施）
- 4) 利用者の特性に合わせた環境整備（建物の一部改修の実施）
- 5) 他事業所との連携（計画相談、他事業所との情報共有：担当者会議への参加）
- 6) サービスの適正な運営と改善

- 7) 将来の生活を見据えた保護者との情報共有
- 8) やりがいのある職場環境の構築（定期的な面接等の実施）

5 相談支援の充実

- 1) 多様かつ高度化する相談に対応するための安定した体制の構築
- 2) 地域の福祉ニーズに対応する総合相談窓口の開設と整備

6 総務課

- 1) 財務諸表による経営把握及びコスト管理
- 2) 請求事務処理の二重チェック
- 3) 利用者預かり金の管理保全及び利用料徴収の徹底
- 4) 諸規則・諸規程の適切な運用と法令遵守
- 5) 関係文書等の整理・保管
- 6) 防災訓練の継続実施
- 7) 感染防止対策の継続実施
- 8) 施設・整備等の補修と保全管理
- 9) 職員人材の確保

青葉園

I 目的

青葉園は、社会福祉法人若楠の基本理念のもと、利用者、家族、職員が信頼関係を築き、笑顔で幸せな生活を送れるように事業の推進に努めていく。ユニットケアを通し、家庭的な雰囲気のもと、安心して生活をしていただけるような施設づくりを目指す。

また、グループホームは地域資源として、関係機関と連携を図りながら、利用者の地域生活と自立を支援していく。

II 事業方針

- 1 利用者、家族、職員、地域との信頼関係を深める。
- 2 ノーマライゼーション、意思決定を追求し、利用者の権利擁護に努める。
- 3 法令遵守と危険予知対策に努める。
- 4 利用者、職員が生きがい、やりがいを高められる計画を立案する。
- 5 安定した事業運営を行うために財務管理に努める。
- 6 PDCAサイクルを活用し、効率的且つ効果的に業務を行う。
- 7 介護、リハビリテーション技術の向上に努める。
- 8 自然災害リスクへの対策を整える。

III 事業計画

1 生活支援課

- 1) 利用者の人権人格を尊重した支援に取り組み、信頼関係を深める。
- 2) 本人の意思決定、ニーズを尊重した個別支援計画を作成して提供する。
- 3) 家族との情報交換を密に行い、信頼関係を深める。
- 4) チームワークを高めるために個々の役割に責任と自覚をもち相手を思いやる。
- 5) 介護、行動障害、認知症等に対する技術と専門性を高める研修へ参加する。
- 6) 虐待防止に関する研修を実施する。
- 7) 防犯、交通安全、怪我、誤薬、感染症等へのリスクマネジメントに努める。
- 8) 地域交流の実施（感謝祭）、地域行事への参加（夏祭り、美化作業等）
- 9) 全体行事、日中活動、ユニット活動、クラブ活動を充実させていく。
- 10) 安心で安全な住環境を提供する。
- 11) 目的の理解、計画性、情報共有を高めるため、可視化を意識した業務を行う。

2 医務

- 1) 生活支援員と連携を図り、利用者の健康管理にあたる。
- 2) 疾病の予防と早期発見、加齢に伴う疾病予防に努める。
- 3) 園内感染予防対策（インフルエンザ、ノロウイルス等）に努める。
- 4) 個人の医療・看護・介護知識の習得と技術の向上に努める。
- 5) 管理栄養士との連携による生活習慣病予防対策に努める。

3 リハビリテーション

- 1) 個別リハビリを継続し、集団リハビリを工夫する。
- 2) 生活環境へのアプローチをする。
- 3) 介護技術研修会を実施する。

4 栄養課

- 1) 食事を通して健康増進、疾患予防に努める。
- 2) 個人の身体状況、疾病に適した食事の提供をする。
- 3) 衛生管理の徹底により安全な食事を提供する。
- 4) 業務の見直しと効率化を図る。
- 5) 行事食を取り入れて、季節感のある食事を提供する。
- 6) バラエティに富んだ食事を提供し、食の満足度を高める。
- 7) 他職種との連携を密にして利用者の栄養状態の把握をする。
- 8) 栄養マネジメントを実施する。

4 総務課

- 1) 接遇、接客技術を向上させ信頼感を高める。
- 2) 他部署とも情報共有を徹底して、働きやすさを追求し、無駄や齟齬をなくす。
- 3) 内部牽制を機能させつつ業務の明確化を図る。
- 4) 業務の見直しと効率化をする。
- 5) 業務に関する知識を深め、法令遵守を徹底する。
- 6) 事業活動収支計算書による経営状況の把握と予算管理を行う。
- 7) 預かり金の適切な管理と利用料徴収の確認をする。
- 8) コスト意識を高めるため、各部署への働きかけを行う。
- 9) 個人情報保護と個人情報取扱いを適正に行う。
- 10) 防災、防犯意識の向上を図り、実践的な防災訓練を継続的に行う。
- 11) 設備のメンテナンスと維持管理に努め、設備に関する関係法令に対応する。
- 12) 衛生委員会の開催を通して、職場環境の改善を多角的に行う。

5 地域支援課

- 1) 安全、安心できる生活環境と生活支援等の強化に努める。
- 2) 家族との情報交換会及び交流の機会を増やし、信頼関係を深める。
- 3) グループホーム独自の余暇活動を拡大し、充実させる。
- 4) 危機管理（交通安全教室、防災訓練、感染症対策等）を強化する。
- 5) 地域行事（美化活動、夏祭り、文化祭、班長会等）に参加し、交流を深める。
- 6) 研修会への参加し、グループホーム勉強会等を実施して専門性を高める。
- 7) 各関係機関と連携を図り、信頼関係の構築に努める。

障害者就業・生活支援センター もしもしネット

I 目的

障害者の方が就職し、安定した職業生活を継続していくためには、就業・生活両面の支援が必要である。また、年々精神障害者（発達障害者を含む）にまつわる支援が増加しており、さらに引きこもり支援、生活困窮者支援等、多様なニーズに応えるべくセンター自体は地域間、行政間、企業からの教育、訓練機関へのフィードバック等様々な領域を超えてのケアマネジメント機能や積極的な実践も求められている。

各ケースに関する問題は年々多様で複雑化しており、その対応にも困難性を増している。対象者やご家族、雇用主や地域の安定した生活の為に、関係機関と連携を図りながら支援を提供していく。

II 事業方針

- 1 障害者の相談に応じ、就業及び生活上の問題について、必要な指導及び助言その他の援助を行う。
- 2 佐賀障害者職業センター、事業主により行われる職業準備訓練を受けること及び職場実習を行うことについてあっせんする。
- 3 障害者の家庭、職場訪問、市町福祉課等へ出向き生活上の相談にも応じ就業及び日常・社会生活に必要な支援を行う。
- 4 事業主に対して障害者雇用の促進や、就職後の雇用管理に係る助言・相談等を行う。
- 5 業務の円滑かつ有効な実施に資するため、関係機関との連絡会議を開催し関係構築を図る。
- 6 自立支援協議会、ネットワーク連絡会、センター担当者会議、定例会等に出席、関係機関と連携を深める。
- 7 就業中の者の余暇支援、職場定着のための相談・交流の場として、スポーツ等のレクリエーションやピアカウンセリング、勉強会としてビジネスマナーや生活スキル等をテーマにして年4回開催する。
- 8 新制度や法改正に対応し、多様化する障害特性に対し専門性を高めるため研修等に積極的に参加し、地域の資源を活用し職リハやケース検討等を積極的に行いスキルアップに努める。

II 事業計画

- 1 関係機関との連携・地域の支援力の強化
 - 1) 生活困窮者・高次脳機能障害等の困難事例や愛着障害等の関係構築に時間を要するケース等に関して、教育・医療・福祉・行政・保護者等あらゆる方面に関わる立場を利用してネットワーク会議等で議題に取り上げ、連携と地域の支援力の強化に努める。
- 2 登録者の就業支援
 - 1) 新規登録者への生活環境面等のアセスメント等を十分に行い、的確にニーズを捉え関係構築に努める。
 - 2) 支援学校等若年者の支援にあたり、家族支援や生活環境等、教育機関等と安全に情報共有を図り本人・家族等の関係構築と的確な支援へ努める。
 - 3) 東部圏域唯一の移行支援事業所（グリーンファーム山浦・移行）における就労定着支援サービスとの連携、支援力強化各々のケースに応じた職業マッチングを一番に心がけ、登録者の安定した職業生活の支援を目指す。

- 4) 増加する精神障害者や発達障害者、手帳未所持の方やその家族、普通学校からの進路相談等の多様化する就業支援ニーズに対し資源の提供や丁寧なリファー等、的確かつ迅速な対応に努める
- 3 登録者の生活支援
 - 1) センター単独では解決困難な生活事案（生活困窮等）に関して、関係機関をコーディネートし、専門分野を生かした役割分担やチーム支援をし、的確かつ迅速な対応に繋げる。
 - 2) 増加する精神障害者の生活面において、受診同行等、医療分野との連携を強化し対象者の理解や雇用主への提案等的確な支援に努める。
 - 3) 相談支援事業所、生活自立センター、訪問看護、医療関係等積極的に連携を図り、生活面の支援において多様なニーズにも対応する。
 - 4) 特定疾患やがん疾患などの両立支援にも対応すべく職員の勉強会や産業保健領域等の研修などにも積極的に参加する。
 - 5) 交流会・勉強会等にて余暇支援をする。うち数回を法人施設の利用をすることで開かれた施設の一助とする。（年4回）
 - 4 職員の専門知識・質向上
 - 1) 支援の質の向上を目的として、随時のケース検討以外に月2回ミーティングの時間を設けケースの検討を実施する。
 - 2) 発達障害者就業支援センター、職業センター等へ依頼し、ケース検討のほか支援技法など職業リハビリテーション研修を実施し専門知識を高める。
 - 3) ハローワーク、職業センター、医療と「チーム支援」を行い精神障害者の就労支援におけるニーズを的確に把握し対象者の職場定着を強化に努める。
 - 4) 多様化するニーズ（家族支援等）に備え、研修や福岡圏域にも幅を広げ積極的に参加し専門知識・質の向上を図る。
 - 5) 四半期に1度、県内センター職員で会し、状況やケース検討を行い支援力強化に努める。
 - 6) 移行支援事業所や相談支援事業所等、医療関係（訪問看護・PSW等）と合同で勉強会を行い、ニーズを的確にとらえ対応できるようなネットワーク形成に努める。

どんぐり村

I 目的

若楠理念に基づいて、どんぐり村に関係する全ての人たちが幸せを感じてもらえるような施設づくり(利用者中心主義)、地域共生、地域貢献を柱とした事業運営(開かれた施設)、家族のような温かみを感じられる支援や接客(若楠ファミリー)を行っていく。

特に、佐賀市や三瀬村との協働、利用者の工賃アップ、観光事業の安定的継続については、どんぐり村の重点項目として、中長期的な計画に基づく運営に努めていく。

II 事業方針

- 1) 花苗・農園事業強化による地域との連携
- 2) ビジネスモデルを意識した事業展開と利用者工賃アップ
- 3) 観光事業の活性化による地域への貢献
- 4) 個別支援計画に基づいた就労支援の充実
- 5) 利用者、職員が安心して楽しく働ける職場環境づくり
- 6) 計画的な園内整備による心地よい空間づくり

III 事業計画

1 就労継続支援B型事業

1) 福祉事業

- イ) 利用者の適正に応じた就労支援の実施
- ロ) 可能性を拡大していけるような個別支援計画の立案
- ハ) 楽しく作業を行える環境づくり
- ニ) 就労を含めた次のステップにつながる支援
- ホ) 重度者、高齢者への作業内容充実
- ヘ) 保護者との連携と緊密な相談体制の構築
- ト) 行政、関係機関との連携

2) 就労支援事業

- イ) 物 販：産地商品、野菜等の販売強化
- ロ) 飲 食：みつせ鶏をテーマとした食の提供
- ハ) 体験工房：季節のメニュー作りと楽しい体験の実施
- ニ) パン工房：美味しいパンの提供と外販事業の実施
- ホ) 動物飼育：ふれあい体験と動物の学習体験の実施
- ヘ) 農園芸班：ビジネスモデルの確立とブランド野菜の生産性向上
- ト) 施設・遊具：楽しく、魅力ある村づくりと安全管理の徹底

2 総務部門

- 1) 適正な事業経営を目指した会計
- 2) ホームページ等SNSを活用した広報活動
- 3) 個人情報保護の徹底
- 4) 防災訓練の実施
- 5) 利用者、お客様への接遇改善と研修の実施
- 6) 設備のメンテナンスと安全管理
- 7) 車両の事故防止と安全運転管理の徹底
- 8) 観光協会、商工会との連携
- 9) 三瀬、富士、背振との地域協力体制の構築
- 10) 休園日を増やすことによる職員体制の効率化と働き方改革の実施

グリーンファーム山浦

I 目的

事業の安定化を図るために、若楠の基本理念及び法令遵守を徹底し、今後の福祉の動向に迅速に対応できる体制と事業目的に沿った活動を通して、地域福祉をリードする魅力ある事業所づくりに努める。

II 事業方針

- 1 若楠理念に基づく、利用者の人権・人格を尊重した質の高いサービスの提供
- 2 利用者及び職員の安全・安心を優先した危機管理の徹底
- 3 若楠行動指針に基づいた法令遵守の徹底、職員規範意識の向上及び人材育成
- 4 個別面談や作業参観、レクレーションを通じた保護者との信頼関係の構築
- 5 メンタルヘルスケアの推進と利用者及び職員の働きやすい環境の整備
- 6 地域への積極的な情報発信と地域への社会貢献活動の推進

III 事業計画

1 就労継続支援B型事業

利用者個々のニーズに対応しつつ作業環境を整え効率化を図りながら、生産活動にかかる知識・技能の向上を図り、工賃向上を目指す。

- 1) 生産性向上及び高品質なサービスの推進
- 2) 地域への情報発信及びニーズ対応力の強化による顧客拡大と収入増
- 3) 園内新商品コンテストの実施
- 4) 外部研修や実習による職員の技能及び販売促進意識の向上
- 5) 業務連携及び効率的な人員配置を行い、経費削減対策を推進
- 6) 利用状況の確実な把握及び新規利用者の積極的な受入れ
- 7) 作業班
 - イ) 園芸・農園・養鶏
 - ・採卵率向上に向けた鶏舎の整備と管理業務の効率化
 - ・有機栽培の推進及び野菜品質の向上
 - ・年間契約事業の継続と新規獲得
 - ・花いっぱい運動の推進
 - ・どんぐり村との連携強化
 - ・宅配業務の見直し及び旬の情報発信
 - ロ) 業務受託・清掃
 - ・清掃業務を通じた地域社会との交流
 - ・社会貢献を通じた就労意欲と責任感の向上
 - ハ) クリーニング
 - ・職員配置の見直し、菌床椎茸班（センター清掃）との業務連携による効率化
 - ・年間契約事業の継続、新規契約及び顧客の拡大
 - ・事故防止の徹底（乾燥ミス、移染ゼロ、衛生管理）
 - ・機械設備の定期メンテナンスの確実な実施と入替計画
 - ニ) 食品加工
 - ・制度化（6月）を見据えた食品衛生管理手順の整備及び実施
 - ・菓子及び加工品の品質向上と安定供給による売上増
 - ・佐賀県経営コンサルティング事業連携による既存製品の見直しと新商品開発
 - ホ) 菌床椎茸

- ・管理方法の整備による作業効率の向上並びに事故防止の徹底
- ・関係業者との連携及び収穫量の安定化と品質向上
- ・案内掲示板の設置、近隣に向けた情報発信及び営業力の強化

2 就労移行支援事業

県就労支援室・障害者職業センター・ハローワーク・もしもしネット等の関係機関との関係を強化し、情報を共有しながら、利用者の基本的な労働習慣並びに職業能力の向上を目指しつつ一般就労に向けた取り組みを行なう。

- 1) 基礎訓練の充実、評価基準の数値化
- 2) 企業訪問による実習及び雇用先の開拓
- 3) 外部講師を招いての研修、スタッフミーティングによる就労意識の向上
- 4) 突発的な事案への迅速な対応
- 5) 就労移行アセスメントの積極的受入れ
- 6) 作業班
 - イ) 清掃作業
 - ・公園清掃業務を通して、連絡、報告、相談の動作習得と利用者のスキル、意欲の向上を図り、求められる人材育成を行う。

3 就労定着支援事業

家族や企業、福祉サービス事業所及び医療機関等の関係機関と連携し、情報を共有しながら、一般就労している利用者に対して、就労の継続を図るための支援を行う。

- 1) 企業、福祉サービス事業所及び医療機関等との連絡調整
- 2) 雇用に伴う日常生活や社会生活における相談や指導及び助言
- 3) 利用者の状況やニーズに則した面談や職員派遣の調整

4 庶務会計

- 1) 財務諸表による経営状況の把握とコスト管理の徹底
- 2) 報酬改定に対応出来る体制の検討
- 3) 利用状況及び稼働率の管理把握、適切な請求業務
- 4) 預り金の保管管理及び利用料徴収の確認
- 5) 施設設備と車両の適切な維持管理
- 6) 経費管理の徹底と在庫状況の把握、部署会議の定例化による連携強化
- 7) 法人本部及び施設間における情報共有の徹底
- 8) 給食会議の定期開催及び安全衛生管理徹底、利用者ニーズ対応

5 年間行事

- 1) ガーデニング教室（6月、12月）
- 2) 子ども体験教室（7月～8月）
- 3) 利用者一日旅行（10月）
- 4) クラブ活動（年6回）
- 5) 若楠感謝祭（11月／法人連携）
- 6) ほんげんぎょう（1月）
- 7) 梅まつり（2月）
- 8) 保護者参観・レクレーション（年2回）
- 9) 地域福祉事業所との交流（年2回）
- 10) 山浦カフェ（年2回）
- 11) 園内職員研修（年1回）

